

平成 28 年度 第 1 回競争契約監視委員会 議事概要

日時：平成 28 年 6 月 3 日(金) 9 時 30 分～11 時 40 分

場所：成田国際空港株式会社 東京事務所

出席：(委員) 日本大学法学部 藤村和夫教授 (委員長)
早稲田大学理工学術院 柴山知也教授 (委員長代理)
神奈川大学法学部 細田孝一教授
宇都宮大学大学院 藤原浩已教授

(NAA) 小澤執行役員(整備部長)、鶴岡施設保全部長、玉木滑走路保全部長、
月岡調達部長、関法務コンプライアンス部長、松井調達部次長、
調達部、法務コンプライアンス部

議事：

1. 開会の挨拶(関法務コンプライアンス部長)

2. 契約状況等

法務コンプライアンス部及び調達部より、契約状況、随意契約理由及び取引停止措置について説明

	委員からの質問・意見	NAAからの回答
1	公募型競争契約に関して、これまで高止まりしていた平均落札率が下がってきており、また無効不調や随意契約が減少の傾向にあると考える。建設業界全般の傾向をどのように考えているか。	東日本大震災の復興需要による影響は落ち着いてきたと考えているが、2020年の東京オリンピック関連等の新たな工事の着工が増えつつあるため、業界全体として手持ちの工事を抱えていると考える。平成28年度に入ってから傾向としては、施工条件が厳しい工事は敬遠されているように感じている。
2	公募型競争契約の平均落札率が75.2%となっているが、このうち低見積の割合はどの程度か。低見積の割合が高い場合、契約制限価格の設定が高いということは考えられないか。	低見積の割合は、件数ベースでいうと約44%である。当社では国に倣った基準等を用いて積算を行っている。契約制限価格を事前公表した結果、競争原理が働いて落札率が低くなったということも考えられる。

3	<p>低見積調査を見ると、受注者が他企業から機器等を購入して設置する工事が多く見受けられる。発注者が知りうる製品の値段よりも低い値段で業者間において取引されている実態があり、発注者としてはその値段を把握しづらく、低見積となるのはやむを得ないように感じる。一方で、同じようなことが随意契約で起こっているとすると、高いものをつかまされている可能性があると考える。</p>	<p>業者間での製品の取引価格は把握しづらい現状がある。仮に、業者間での取引価格を予測し、それを反映させた制限価格を設定すると、不調となる恐れがある。</p> <p>随意契約の場合には、参考見積を取る際にこれ以上単価が下げられないかをヒアリングして、契約制限価格を設定している。</p>
4	<p>1PTB 新中央監視装置設置工事は企画競争方式で実施しているが、簡易型総合評価方式との違いは何か。また、なぜ落札率が100%となっているのか。</p>	<p>企画競争方式とは、複数者に企画書の提出等の提案を求め、その内容について審査を行う方式である。価格以外の要素を特別に重視しようとするものについて適用している。</p> <p>企画競争案件は、公募した段階で概算予算額を示しており、その後に企画が採用された者との随意契約となる。価格交渉をするものの、その者はすでに1者に絞られているのがわかっているため競争原理が働きにくくなり、今回は落札率が100%となったものである。</p>
5	<p>1PTB 新中央監視装置設置工事は、なぜ企画競争方式を採用したのか。</p>	<p>今回の中央監視システムについては、オープンシステムにするのが一番の目的であった。中央監視システムの下には建物ごとに自動制御システムがあるが、今までは中央監視システムを設置したメーカーでなければその下にある自動制御システムの工事を行うことができなかつたため、随意契約となり、高止まりの契約金額となることがあった。中央監視システムをオープンシステムにすることにより、今後は自動制御システムを発注する際には競争原理が働くことになる。オープンシステムの構築にも様々な方法があるため、メーカーに企画を提案してもらったものである。</p>

3. 総合評価方式について

調達部、滑走路保全部及び施設保全部より、以下2件の工事概要及び契約方式について説明

- A 滑走路北側その他舗装補修工事(平成 27)
- 空港内監視用 CCTV 他更新工事(H27)

	委員からの質問・意見	NAAからの回答
1	空港内監視用 CCTV 他更新工事（H27）において、応札者の技術点が10点満点中6～7点と低いように思われるが、これらを排除するためにハードルを設けるといったことは考えていないのか。	簡易型総合評価において、当社として応札者に最低限求めたいレベルについては公募条件で定めている。また、実際の施工に当たっては、きちんと監督していく。
2	空港内監視用 CCTV 他更新工事（H27）において、受注者は価格交渉の際、2回目の見積額は1回目のものよりも極端に下げているが、何か理由はあるのか。	価格交渉の際、ライバル社の状況は分からない状況であり、そういった中でどれくらい価格を引き下げるかは各社の考え方によるものである。
3	CCTV 設置工事は技術的にそれほど難しい工事ではなく、また、表彰実績のある施工業者も少ない中で、成田国際空港安全衛生協議会表彰の実績を技術点の中に入れているのはなぜか。	同安全衛生協議会は、施工業者等が自主的に入会し、安全パトロールの実施や安全のための研修を行うことにより、安全衛生を啓蒙するための団体である。これは労災事故の軽減へつながるものであり、表彰実績を技術点の中に入れることは意味があることであると考えている。

4. 低見積調査について

調達部、施設保全部及び整備部より、以下2件の工事概要及び契約方式について説明

- 空港内監視用 CCTV 他更新工事(H27)
- 2PTB 本館乗継カウンタ案内設備整備工事

	委員からの質問・意見	NAAからの回答
1	低見積調査の結果、低見積となった要因は案件ごとに様々あると思うが、似た要因を随意契約案件で見出し価格交渉の材料とすることで、落札率を下げることに活かせるのではないか。	検討していく。

2	<p>低見積となった理由として、受注者が下請の企業努力で費用を抑えられるといった説明をしている例があるが、経費削減の皺寄せが下請にいくという問題に繋がる可能性がある。なぜ経費削減が出来るのか、低見積調査の際にきちんと受注者に説明を求めるべきと考える。</p>	<p>低見積調査の際に、受注者から十分に注意してヒアリングをしていく。</p>
---	---	---

5. 無効及び不調案件について

調達部、施設保全部及び整備部より、以下3件の工事概要及び契約方式について説明

- 横堀地区窪地造成工事
- 自動火災報知設備更新工事
- 第1警備所保安検査場新築実施設計

	委員からの質問・意見	NAAからの回答
1	<p>無効または不調となった場合、再公募をするために条件を緩和することとなるが、価格面での条件と技術面との条件の、どちらを緩和するか、決定する基準はあるか。</p>	<p>価格交渉をする際に、応札者から情報を得ることが出来るため、それを参考にしている。また、応募がなかった場合には、同業者にヒアリングをし、なぜ無効または不調になったのか分析し、緩和する条件について判断している。</p>

6. その他

	委員からの質問・意見	NAAからの回答
1	<p>随意契約の根拠となる「調達事務細則」第40条と第40条の2及び「物品等又は特定役務の調達手続に関する細則」第13条の表現について、もう少し考えたほうがいいのではないかと思われる点があるので、今後、規程を改正する機会があれば検討してみたい。</p>	<p>検討していく。</p>

7. 全体を通しての意見

	委員からの意見
1	全体を通して、問題はなかった。

8. 閉会の挨拶(関法務コンプライアンス部長)

次回の委員会は、平成 28 年 11 月 11 日(金)開催予定